

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(8) + (9) - (10) - (別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「14」- 別表六の二(七)「19」- 別表六の二(八)「19」- 別表六の二(九)「19」- 別表六の二(十)「22」- 別表六の二(十一)「20」- 別表六の二(十二)「20」- 別表六の二(十三)「19」- 別表六の二(十五の二)「20」- 別表六の二(十五の三)「4」11」	措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人については、次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度 左記の算式により計算した金額から、(別表六の二(四)付表一「4」+「16」+別表六の二(五)付表「11」+別表六の二(十五)「7」)の金額を控除した金額を記載します。 (2) 平成23年4月1日前に開始した連結事業年度 左記の算式中「別表六の二(十)「22」」とあるのを「(別表六の二(十)「10」+「18」)」と読み替えて計算した金額から別表六の二(四)付表一「16」の金額を控除した金額を記載します。	